

JPCA NEWS

3

号



「水衣」 写真:小林洋 HJPI320900078016

CONTENTS

巻頭言 2

最新ニュース 3

シリーズ著作権②「著作者人格権」 4

COLUMN「クリス・アンダーソンが語らなかった未来」福井 健策 6

巻頭言



公益社団法人 日本広告写真家協会
会長 白鳥 真太郎

公益社団法人日本広告写真家協会(APA)は、広告写真を撮影する専門家の集団です。

広告の写真はクライアントから直接、依頼があって撮影することもあります。ほとんどがチームで創り上げます。クライアントは広告代理店にポスターやCMなどの完成形を発注し、そこからアートディレクターやデザイナー、コピーライターたちがコンセプトや表現法を練り上げ、そのビジュアルを撮影する好適な写真家をセレクトし、広告写真家の出番となります。著作権以外にも広告は、掲出期間は何か月間か、モデルやタレントの肖像権や契約期間など、多くの契約関係が絡み合っています。

では、広告写真家が著作権と無縁かという、過去には写真家が自分のアイデアを盗用され、裁判で勝訴した事例がありました。また、パンフレット用に撮影したポジフィルムを印刷会社に預けておいたら、クライアントが無断で他のデザイン会社に再使用を許して著作権侵害になったケースもあります。

広告写真家にとって著作権とは? かつての紙媒体の時代でも答えを出しにくかったことが、WEBなどのデジタル媒体が主要になりつつある現在は、さらに盗用が簡単になり、使う人々の権利意識も薄くなり、著作権問題はますます複雑化の様相を呈しています。今こそ、広告写真家の著作権について、相互理解と協調の精神を保ちつつ、語り合うべき時なのかもしれません。



公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)

代表者 ▶ 白鳥 真太郎

設立年 ▶ 1958年

会員数 ▶ 正会員860名 / 顧問2名 / 名誉会員5名 / 功労会員20名 / 学術会員11名 / 特別会友96名 / 会友77名
法人賛助会員52社 (平成26年6月現在)

本部事務局 ▶ 〒108-0071 東京都港区白金台3-15-1 白金台シティハウス 2F

e-mail ▶ soumu@apa-japan.com

U R L ▶ <http://www.apa-japan.com/>

日本広告写真家協会(APA)は昭和33年(1958)、広告写真家たちの職能団体として設立され国内外で広告写真に関わる活発な啓蒙活動を続けてきました。平成24年4月より写真映像を通じて社会に貢献する公益社団法人として新たなステージへ進みました。

APAが今日あるのは、会員の協調と奉仕と、賛助・協賛会社をはじめとする関係各位のご尽力とご支援の賜物です。APAが創立以来の56年間、日本経済の発展にいささかなりとも貢献できたことと自負し、それを心の支えに、今後ますます複雑化が予想される社会状況の変化にも敏感に対応して、経済、文化両面の向上に一層力を尽くします。



平成26年度 第12回通常総会

去る9月8日、半蔵門JCIIビル603会議室において一般社団法人日本写真著作権協会平成26年度 第12回通常総会が開催されました。

各正会員団体の理事・監事・委員が出席する中、昨年度の事業報告・決算報告、平成27年度の事業計画案・予算案が全会一致で承認されました。また、引き続き第一回理事会を開催し、田沼武能が前年度に引き続き代表理事に選出され承認されました。閉会後には、和やかなうちに記念撮影も行いました。



■代表理事 田沼 武能 ■理事 松本 徳彦 熊切 圭介	瀬尾 太一 山口 勝廣 堀切 保郎 足立 寛 榎並 悦子	白鳥 真太郎 鈴木 英雄 善本 喜一郎 織作 峰子 堀 恵介	大石 直臣 植村 泰三 今井 康道 野辺 修司 今井田 瑋子	早坂 敏文 小林 洋 茶谷 茂 川隅 功 大平 温	■監事 酒井 憲太郎 水谷 章人 荻島 孝之 (順不同)
---	--	--	--	---------------------------------------	---



新規加入正会員団体のご紹介



The Photographic Society of Japan

公益社団法人日本写真協会 (PSJ)

代表者 » 宗雪 雅幸
 設立年 » 1952年12月
 会員数 » 正会員1,700人／賛助会員61社
 本部事務局 » 〒102-0082 東京都千代田区一番町25JCIIビル4F
 e-mail » info@psj.or.jp

主な著作権活動 » 現在は特別な活動をしていませんが、今後は年鑑や会報等で重要性を訴求し、啓蒙活動を推進。

<協会の活動>

1. 日本の写真文化に顕著な功績のあった国内外の個人及び団体の顕彰
2. 写真に関する国内の情報・資料の収集及び「日本写真年鑑」の編集出版
3. 「写真の日」を記念して国内企画展、アジアの写真家との国際展など、写真文化の普及活動を展開する「写真月間」の開催
4. 子ども達中心に写真映像の原理と楽しみ方を理解させる写真体験教室の実施
5. 国内外の写真文化を紹介する国際交流活動
6. 会員に対し、会の動向や写真界の動きを知らせる会報の発行
7. 会員を対象とした「写真の日」記念パーティーと各賞受賞者祝賀会の開催
8. 著作権の普及及び啓発活動を行っている。

SERIES

シリーズ © 著作権解説

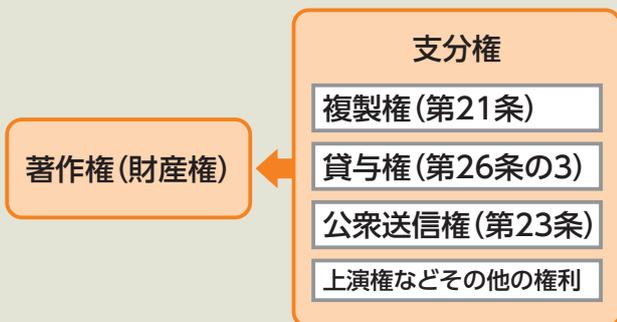
②『著作権(財産権)』

今回は著作権の基礎と著作者人格権についての解説でした。今回は財産権としての著作権とはどのようなものか、そして、著作者が実際に権利を行使するためには、どのような点に気をつけたらよいのか、について述べてゆきたいと思います。

著作権(財産権)

著作権(財産権)(以下著作権)はいくつかの権利の束として考えられます。つまり、著作権と一口に言っても、様々な用途について、それぞれが著作権法によって規定されています。このあたりが著作権を理解しようとする上で、なかなか難しい部分です。例えば著作物を複製する場合には著作権の中の「複製権」が働きますし、著作物を貸与する場合には同様に「貸与権」が働きます。また、著作物をデジタル化する場合には「公衆送信権」が働きます。これらの著作権を構成する用途別の権利を「支分権」と呼びます。(図参照)

著作権(財産権)の内容



この中で、主要な3つについて簡単に説明いたしましょう。

イ まず「複製権」です。これは著作物を複製する権利ですが、通常の著作物の利用の際はこの複製権の運用が中心になります。例えば写真を雑誌に掲載するためには、その雑誌を出版する出版社は写真の著作者に複製権の許諾を得る必要があります。つまり、簡単に言えば、著作物の利用とは、複製をするということと多くの場合同義語です。ですので、通常、著作権といった場合にはこの複製権の事を指す場合が多くなります。

ロ 次に重要なのは、「公衆送信権」です。これはいったいどのような権利なのかというと、著作物をデジタル化する権利と言ってよいでしょう。ここでは専門的な内容について踏み込みませんが、サーバにアップロードすることを送信可能化と呼び、この行為について権利が及ぶように規定したものです。アナログフィルムをデジタル化したり、写真集をスキャンしたりする行為には、前述の複製権とこの公衆送信権、両方の権利が及ぶということになります。

ハ 最後は貸与権です。これは例えばコミックをレンタルする場合に、著作者であるコミック作家が貸与権を行使できます。つまり、著作者の許諾なく、勝手にレンタル業に使ってはダメですよ、著作者の貸与権についての許諾をとって下さいね、という場合などに使われる権利です。

この他、上演権、演奏権、口述権、展示権、頒布権などの支分権があります。

契約について

支分権の話はかなりややこしい話ですが、実際の利用にあたって、このような著作権法の支分権をひとつずつ考えてゆく場合は稀でしょう。現在、著作物を利用する場合、法律よりも契約で著作権の問題を解決してゆく場合がほとんどです。つまり、著作権法の支分権を意識する必要はなく、利用者はどのように利用したいのかを明確にし、著作者はそれに対して、その範囲、期間、使用料などを明示して契約をします。この契約によってその著作物の利用が円滑に行われてゆくのです。これまでは利用の用途も限定的でしたので、簡単な口約束での仕事の受発注も可能でしたが、電子化を含め利用の形態が複合化し、複雑化した現在、利用の内容などを明記した契約は必須となってきています。そして、著作権法での規定もありますが、基本的には契約内容が著作権法よりも優先すると考えられます。著作者と利用者のトラブルは、ほとんどの場合、きちんとした契約があれば避けられる場合がほとんどです。著作権の知識を身につけることも重要ですが、常に明確な契約を行ってゆくことが、現在の著作権法のもとで円滑に著作物を流通させてゆくポイントと言えるでしょう。

最後にひとつ付け加えると、何も甲乙に分けた難しいものでなく、双方の名前や受注内容、期限、料金などを明記して、双方FAXで確認し、サインすればそれで立派な契約書になります。覚え書きからでも、ぜひ、契約を交わす習慣をつけて下さい。

契約における「譲渡」

昨今の契約書に著作権の譲渡を要件としているものを散見します。この場合の著作権とは財産権としての著作権です。また多くの場合、著作者人格権の不行使特約も合わせて記載されています。著作者人格権は一身専属といわれ、譲渡できないので、このような項目が併記されます。ただ、写真は他の著作物と異なり、経年によって価値が上がる側面を持っています。つまり、30年前、50年前の写真は記

録としての価値を持つてくるのです。これを個人が蓄積することで写真家という職業が成り立っている側面があります。ですので、著作権を譲渡してしまうと、撮影者であっても著作権者ではなくなり、自由に使うことができなくなって、個人の写真蓄積が不可能になってしまいます。例え、一時的な独占利用などを契約で認めたとしても、著作権はできるだけ保持するようにすることが写真著作権者としては重要な事です。これによって、時代の記録者として、自分の生きた時代の証人となってゆくことが可能なのです。

以上、今回は写真家もしくは著作者にとって必要と思われる事項について、著作権(財産権)及び契約について解説いたしました。

文責 瀬尾 太一



日本著作者団体協議会のご紹介

沿革

日本著作者団体協議会は、1960年の著作権の保護期間延長問題を契機に、著作権法改正を目的として、同年12月に設立された。

その後加入団体数が増加したため、1963年7月に、組織、会則を改め、「著作権を確立擁護し、その運用を適切ならしめることを目的」(規約)に、新組織として発足した。初代会長は石川達三氏。

1964年には、NHKがアメリカ占領下の沖縄での放送使用料を支払った際の権利者側の受け取り団体となり、また

1970年の著作権法改正時には、要望書・意見書を提出するなど、活発な運動を展開した。

その後も、著作権法その他の法規、慣習等の改善のための調査、実施活動を行い、著作権法改正等への意見書の提出や、研究会を開催し、著作権についての意見交換・研究を行い、会員相互の著作権の確立に努めている。

現在の会員団体数は21団体。事務局は日本脚本家連盟が担当している。

日本著作者団体協議会 名簿

- | | | |
|----------------------|-------------------------|--------------------|
| ●現代俳句協会 | ●公益社団法人 日本グラフィックデザイナー協会 | ●協同組合 日本写真家ユニオン |
| ●協同組合 日本映画監督協会 | ●一般社団法人 日本作詩家協会 | ●一般社団法人 日本写真著作権協会 |
| ●協同組合 日本映画撮影監督協会 | ●公益社団法人 日本作曲家協会 | ●公益社団法人 日本図案家協会 |
| ●協同組合 日本映画・テレビ美術監督協会 | ●一般社団法人 日本児童出版美術家連盟 | ●一般社団法人 日本美術家連盟 |
| ●公益社団法人 日本演劇協会 | ●一般社団法人 日本児童文学者協会 | ●公益社団法人 日本文藝家協会 |
| ●一般社団法人 日本音楽著作権協会 | ●一般社団法人 日本児童文芸家協会 | ●公益社団法人 日本漫画家協会 |
| ●協同組合 日本脚本家連盟 | ●協同組合 日本シナリオ作家協会 | ●マンガジャパン (以上 21団体) |

役員名簿

- | | | | |
|------|-------------------------|------|------------------------|
| 会長 | ●篠 弘[公益社団法人 日本文藝家協会理事長] | 理事団体 | ●公益社団法人 日本文藝家協会 |
| 理事団体 | ●一般社団法人 日本音楽著作権協会 | 監事 | ●梅 憲男[一般社団法人 日本美術家連盟] |
| | ●協同組合 日本脚本家連盟 | | ●林 史己[公益社団法人 日本図案家協会] |
| | ●一般社団法人 日本写真著作権協会 | 事務局 | ●協同組合 日本脚本家連盟(担当・吉野 賢) |
| | ●一般社団法人 日本美術家連盟 | | |

クリス・アンダーソンが 語らなかつた未来

福井 健策

デジタルによる情報の豊富化は、さまざまな福音と革新を我々の社会にもたらす。…なんてことはもう改めて書くまでもない。Getty・イメージスなどの巨大フォトストックのお蔭で、我々は膨大な作品をほとんど全ての用途のために、自宅に居ながら入手することが出来る。更に、Flickrのような画像投稿サイトは写真数でGettyさえ大きく凌駕し、クリエイティブコモンズ(CC)など、ユーザーが自由利用できる条件の付いた素晴らしい写真を簡単に見つえられる。



Flickr 上で無償提供されている 100 億点超の写真から
(上:Tambako The Jaguar、下:haylee -。いずれも CC ライセンスで公開)

同じ現象は、文芸・マンガ・音楽・映像・文化財など全ての分野で起きており、埋もれていた過去の傑作たちが次々と掘り起こされ、世界に向けて無限のライブラリーが開かれる。作品にアクセスできる我々はもちろん、当の作家たちにとってこれ以上の福音があるだろうか。

ただ、デジタル社会には負の側面もつきまとう。その一つとされるのは、従来の文化産業の売上が長期低落を続けていることだ。人呼んで「デジタル・シュリンク」。たとえばコミックが20年間で26%の減少、音楽ソフトが10年間で38%の減少と、確かに右肩下がりが続く(デジタルコンテンツ白書2014)。いずれもネット配信を含めた数値で、少なくともこれまでの実測値では、電子版はいわゆる「パッケージ」の売上減少を全く埋め合わせられていない。

この現象、無論一部は蔓延する海賊版も寄与しているだろう。経済産業省の調査によれば、米国で海賊版マンガ・アニメを楽しむユーザーは全体の5割以上、その逸失利益(ユーザー支払意向額による推計値)は1兆円を超えるという。

しかし、売上低下の主因は恐らく海賊版以上に、「適法な無料のコンテンツ」に押されていることだろう。Flickrでは無償ライセンス付きで膨大な写真が公開されるし、音楽を聞こうと思えばYouTubeなどの公式PVで十分楽しめる。だとすれば、これは率直に言って不可避の変化だ。海賊版には対策をしっかりと取りつつも、情報の豊富化に伴うビジネスモデルの変化には、コンテンツを創造する側が対応せざるを得ないのだろう。過去の創作者達が常に変化し続ける時代と格闘して来たように。



業界横断の海賊版対策プロジェクト「MAG」(Manga Anime Guardian)

現在、グーグルなどプラットフォームの収入源の多くは、コンテンツを直接買わせるよりも、安価／無料の大量のコンテンツでユーザーを引き付け、ターゲティング型の広告料収入で稼ぐ方法だ。このほか絶好調のライブイベントやそこでのグッズ販売との連動化や、コンテンツを媒介にヒットとヒットとのつながりからマネタイズするコミュニティモデルなどが注目される。これらは相互に重なり合って、従来の「コンテンツのコピーを売るモデル」とは異なるビジネス／経済が出現しているというのが、クリス・アンダーソンの名著「フリー」の予言である。

いずれの試みも、無論大変有望だ。ただ、ひとつアンダーソンが語らなかつた重大な点がある。ビジネスモデルがなんであれ、現在、デジタルの世界では流通チャンネルをほぼ米国発の巨大プラットフォーム達が握っている、ということだ。読み放題・聴き放題サービスが普及し、広告収入が主要な収入源になる場合、その大半はプラットフォー

ムが得る。

無論、そのような「収奪」は以前からあったろう。ただ、現在は極端にそれが国外の一部事業者に集中しており、条件交渉も関係性の逆転も、従来の国内文化産業よりずっと難しく見える、ということだ。…おかしいな。インターネットは情報の民主化を実現し、フラットな経済モデルを出現させるはずじゃなかったのか？なぜ世界は相変わらず「市場寡占」なんていう古臭い話をしているのだろう？

さて、本稿の結論は単純だ。デジタル化は止められない。情報の豊富化には大きな福音があるのだから止めるべきでもない。であれば、「正しく」それが進むように努力すべきだ。情報が豊富にあまねく流通しながら、創作者側にも正しい還元がされる仕組みを構想しよう。

具体的には：

- ①文化の多様性を維持するためには、カウンターたるべき独自のプラットフォームを構築すべきだ。それこそが、欧州が巨大電子図書館「ヨーロッパアーナ」で挑もうとしていることだろう。日本も「ナショナル・デジタルアーカイブ」の構築を急ぎたい。
- ②現在デジタル化の最大の障害は権利処理にコストがかかり過ぎることだ。権利者への対価ではなく、権利者探しなどの「取引コスト」が深刻である。これを低下させて、無意味に死蔵されるコンテンツを減らしたい。特に、権利者不明の孤児作品対策や、権利情報データベースの拡充は必要だ。
- ③これに関連して、現在交渉中のTPP(環太平洋経済連携協定)には大きなメリットもあろうが、著作権などの分野では日本の経済・社会にそぐわない米国型制度が強引に導入される恐れも指摘されている。関係者の注視が必要だ。



ふくい けんさく
略歴：福井 健策

弁護士(日本・ニューヨーク州)／日本大学芸術学部 客員教授
1991年 東京大学法学部卒。

1993年 弁護士登録(第二東京弁護士会)。

米国コロンビア大学法学修士課程修了(セゾン文化財団スカラーシップ)、シンガポール国立大学リサーチスカラーなどを経て、現在、骨董通り法律事務所 代表パートナー。

著書に「著作権とは何か」「著作権の世紀」「誰が「知」を独占するのか」(集英社新書)、「エンタテインメントと著作権」全5巻(シリーズ編者、CRIC、「『ネットの自由』vs. 著作権」(光文社新書)ほか。

国会図書館審議会・文化庁 ほか委員、「本の未来基金」理事、「さいとう・たかを劇画文化財団」理事、think C世話人、東京芸術大学兼任講師などを務める。

<http://www.kottolaw.com> / Twitter: @fukuikensaku

第25回JPA展

一般社団法人日本写真作家協会は創立25周年を迎えました。当協会の主たる行事となるJPA展は、会員作品と公募作品が400点以上並ぶ巡回展として毎年行っております。例年の「自由」テーマに合わせ、今年は「日本の災害と復興」をテーマに加え新展開を図りました。是非ご覧ください。

展覧会期日

東京展：東京都美術館(上野)	2014年12月13日(土)~20日(土)
大阪展：大阪市立美術館	2015年1月14日(水)~1月18日(日)
広島展：広島県立美術館	2015年2月24日(火)~3月1日(日)
米子展：米子市立美術館	2015年3月19日(木)~3月24日(火)

第8回JPSフォトフォーラム

日時：平成26年11月8日(土) 10:20~15:20

講演とパネルディスカッション

パネリスト：大西みつぐ、齋藤康一、田沼武能(司会・佐々木広人『アサヒカメラ』編集長)

場所：有楽町朝日ホール11F

入場料：無料

後援：文化庁

協賛：エプソン販売(株)、オリンパスイメージング(株)、キヤノンマーケティングジャパン(株)、(株)シグマ、(株)タムロン、(株)ニコンイメージングジャパン、富士フイルムイメージングシステムズ(株)

定員：600名(先着順要申込)

申込期間：9月1日~10月31日(満席になり次第終了)

申込方法：JPSホームページの申込みフォーム(http://www.jps.gr.jp/2014photo_forum/)よりお申込ください。



トピックス

よく見えますか？ フォトコンテスト応募要項

芸術の秋、今年も全国各地で様々な写真コンテストが開催されています。デジタルカメラの進歩に伴って参加者の裾野も大きく広がり、活況を呈しています。ところで、皆さんはご自分が審査されるコンテストの応募要項をお読みになっておられますか？

一般的には応募要項が出来上がってから審査の依頼が来ることが多く、事前に目にすることは少ないと思います。しかし、残念なことに、一部の要項では作品の著作権について大変気になる規定を設けているケースが見受けられます。典型的なものに「作品の著作権は主催者に帰属する」あるいは「応募作品について著作者人格権を行使しない」などの記述があります。これらの規定は著作権法の主旨に反しますし、著作者にとって著しい不利益をもたらします。最近、地方自治体やその外郭団体などでは個人情報保護法を盾にとって肖像権について細かく条件を設定しているところが多くなっています。

たとえアマチュアの写真家が応募するコンテストであっても、写真の著作権はプロアマ関係なく平等なものです。JPCAホームページでは2008年より左のような応募要項の手引きを掲載しています。もちろんこれはひな形ですので、詳細については各主催者の判断によっては手直しが可能なものもあります。

主催者の都合で作成された応募要項によって行われるコンテストの審査に関わることは、意に反する主旨を承認することにもなりかねません。著作者の権利を大切にするという観点から、作品を出品する写真家も、またそれを審査する写真家もぜひ一度しっかりと応募要項に目を通していただきたいと思います。

近々、アマチュア写真家の方やコンテストの主催者から「応募した作品や入賞作品の著作権は誰に帰属するのですか?」といったお問い合わせが多くなってまいりました。当協会主催のフォトコンテストの応募要項を確認したところ、幾つかの問題となるような記述があり、また、用語の解釈や表現の不統一も見られ、応募者に誤解や混乱が生じていることがわかりました。さらに、主催者の皆様は「応募要項を作成される上での問題点」をお見直ししたところ、コンテストの応募に関する手引書が著者により見直し、そのご意見を伺いました。そこで当協会では、フォトコンテスト主催者の皆様方の指針として、以下のよう「応募要項」の範疇を作成いたしました。

●これにより「よく見えますか?」4は「これは主催者の執筆の範疇ですが、可能な限り削除して下され。また、既存の応募要項の中に「著作権」という文字を特にお見かけしますが、法務の経緯から、現在は使われておりません。今後は「著作権」を削除していただくようお願いいたします。

「応募要項」(08)

1. 応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
2. 入賞作品は、主催者が電子著作権協会の許可、制作する作品集、イベントなどに、優先的に使用する権利を一切の権利を放棄し、主催者は本コンテストの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
3. 入賞作品の撮影機材(フィルムまたはデジタルデータ)は2年間の権利に、主催者のお持ち帰りして、広報活動などに使用し、使用期限終了後、撮影者(入賞者)にお返しします。
4. 主催者がインターネットWeb上で利用する場合は、撮影者の氏名を表示します。作品はモニター上で閲覧以外には、ダウンロードできないような処理をいたします。
5. 主催者が応募作品を二次的に使用する場合は、撮影者に事前利用目的、使用条件(有償、無償)を説明した上で、承諾が得られたものについてのみ権利を行使します。
6. 応募作品が他のコンテストでの入賞や有償、無償などで公表されていることが判明したときは、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
7. 応募作品の返却希望者は、返却用封筒に切手を貼って応募してください。
8. 人物を主眼とした作品の場合は、顔がぼやけています。
9. 応募作品が盗撮または加工された写真であることが判明した場合は、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
10. 他人の著作物を複製し、それを再加工して加工や合成をしますと、著作権の侵害に該当する場合がありますので注意してください。

日本写真著作権協会
「フォトコンテストの応募要項を作成するにあたってのお願い」
http://www.jpca.gr.jp/about/topics/photocon_guideline.html

発行 一般社団法人日本写真著作権協会 発行人 田沼 武能
e-mail : tuchida@jpca.gr.jp
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25JCLビル 304
TEL&FAX : 03-3221-6655

表紙の写真

「水衣」写真：小林 洋(日本スポーツプレス協会)

コメント：水技で水を制し速さを競う水泳競技というのは、人間の傲慢な考えのように思える。体にまとわりつく水を纏いながらまるで水衣をひるがえしているように進む選手は、優美で速い。

